

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

交通事故により受け取った損害賠償金

Q: 私は、先日交通事故に遭い入院しました。相手方から治療費と休業期間の給料相当額を受け取り、損害保険会社から医療保険金を受け取りました。

この場合、私が受け取った金額について、所得税が課税されるのでしょうか。

A: あなたが受け取った金額については、非課税として取り扱われます。

【解説】

所得税法上、次に掲げる保険金、損害賠償金、慰謝料又は見舞金は非課税とされています。

- (1) 損害保険契約に基づく保険金及び生命保険契約に基づく給付金で身体の障害に基因して支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金（その損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものを含みます）
- (2) 損害保険契約に基づく保険金及び共済契約に基づく共済金で資産の損害に基因して支払を受けるもの並びに不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損失につき支払を受ける損害賠償金
- (3) 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金

ご質問の場合は、(1)に該当し、非課税とされます。

